

## 中能登町の給与・定員管理等について

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

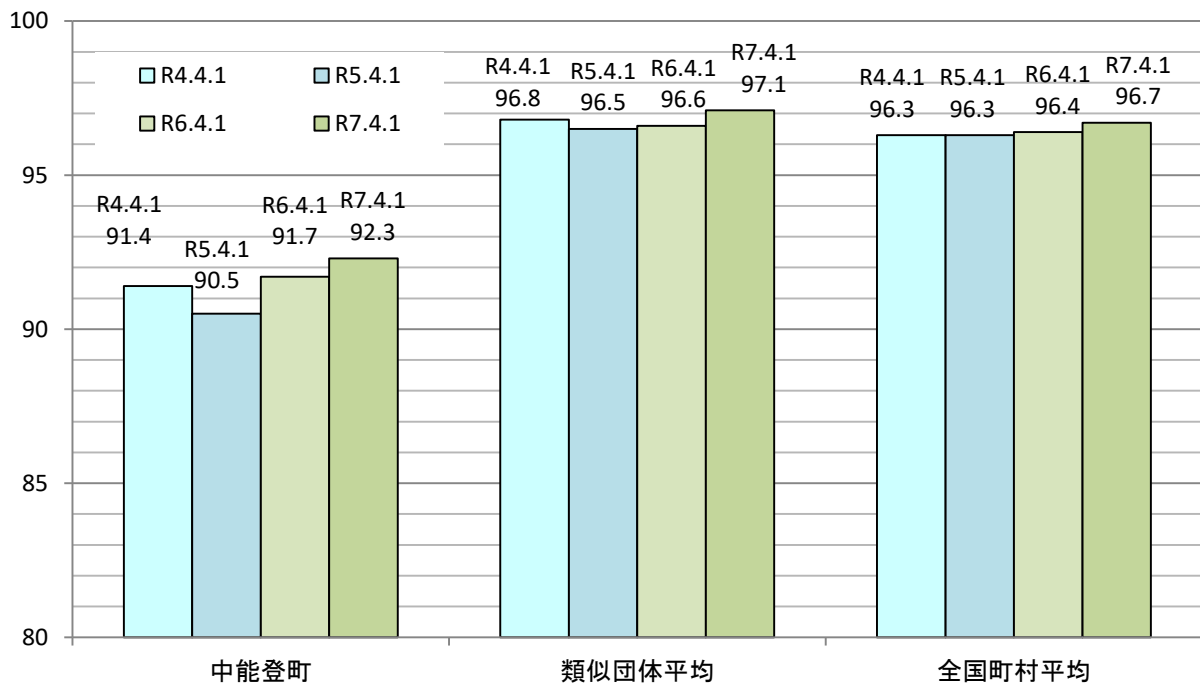
区分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和5年度の人件費率
6年度	人 16,527	千円 16,130,740	千円 748,163	千円 1,767,358	% 11.0	% 15.6

#### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
6年度	人 201	千円 798,090	千円 85,908	千円 311,595	千円 1,195,593	千円 5,948	千円 5,933

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数については、令和7年4月1日現在の人数である。また、任期月短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

#### (3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。  
 3 ラスパイレス指数の算出にあたっては、60歳を超えている場合に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額のうち、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※令和7年4月1日のラスパイレース指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由（給与制度又はその運用を踏まえ記載すること）

昇給者で上位成績者が多かったため

#### (4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】 国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引き下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

##### ① 給料表の見直し

【実施 未実施】

平成27年4月1日実施（給料表の改定実施時期）  
一般行政職の給料表について、国の見直しを踏まえ、平均1.5%引き下げ。（最大で△2.8%見直し率）  
激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）経過措置（現給保障）を実施。他の給料表についても、一般行政職給料表との均衡を踏まえ見直しを実施。

##### ② その他の見直し内容

扶養手当について、国と同様に段階的に見直し実施。（平成29年4月1日、令和7年4月1日）  
宿直手当についても国と同様に見直し実施（平成30年4月1日）

#### (5) 社会の公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）の実施状況について

【概要】 国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の上上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なり  
の解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

##### ① 給料表の見直し

【実施 未実施】

令和7年4月1日（改定実施時期）  
一般行政職の給料表について、国の見直しを踏まえ、3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、  
これらの級の初号の俸給月額の上上げを行っている。

#### (6) 特記事項

なし

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

#### ①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
中能登町	46.4 歳	324,600 円	351,686 円	339,165 円
石川県	42.8 歳	328,154 円	422,510 円	360,858 円
国	41.9 歳	332,237 円	-	414,480 円
類似団体	42.1 歳	310,320 円	364,026 円	339,903 円

#### ②技能労務職

区 分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
中能登町	54.8 歳	5 人	259,000 円	262,300 円	259,000 円	-	-	-	-
うち庁務員	- 歳	- 人	- 円	- 円	- 円	-	-	-	-
うち自動車運転手	- 歳	- 人	- 円	- 円	- 円	-	-	-	-
うちその他	54.8 歳	5 人	259,000 円	262,300 円	259,000 円	-	-	-	-
石川県	55.0 歳	111 人	302,157 円	346,191 円	314,677 円	-	-	-	-
国	51.3 歳	1,703 人	294,567 円	-	337,907 円	-	-	-	-
類似団体	50.6 歳	7 人	287,513 円	312,172 円	300,727 円	-	-	-	-

※個人情報の観点から、職員が1～2名の場合はデータを全て「\*(アスタリスク)」とする

区 分	参考		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
中能登町	-	-	-
うち庁務員	- 円	- 円	-
うち自動車運転手	- 円	- 円	-

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成29～31年の3ケ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ給与平均額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給：  
期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

#### ③教育職 該当なし

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。  
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。  
また、「平均給与月額(国ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		中能登町	石 川 県	国
一般行政職	大 学 卒	220,000 円	220,500 円	220,000 円
	高 校 卒	188,000 円	188,500 円	188,000 円
技能労務職	高 校 卒	211,000 円	186,100 円	-
	中 学 卒	224,500 円	- 円	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和7年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大 学 卒	264,600 円	279,700 円	- 円
	高 校 卒	- 円	- 円	- 円
技能労務職	高 校 卒	- 円	- 円	- 円
	中 学 卒	- 円	- 円	- 円

※ 近似のデータがない場合は空白となっている。

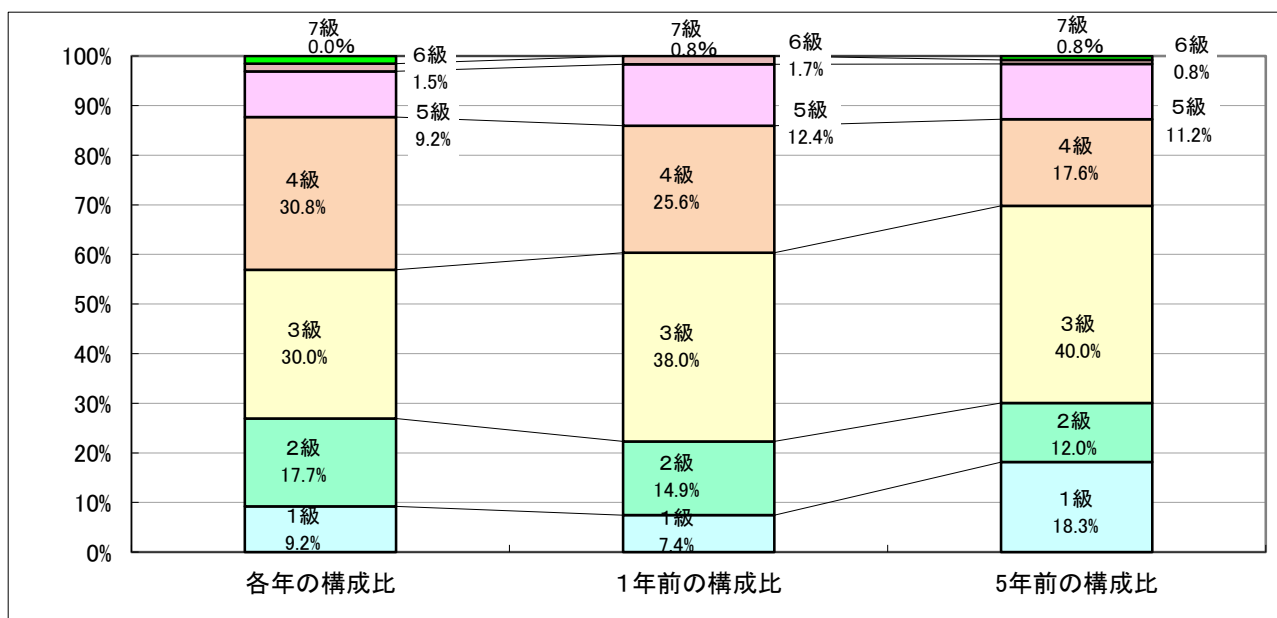
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号級の給料月額	最高号給の給料月額
7 級	参事	2 人	1.5 %	408,300	450,900
6 級	参事・課長	2 人	1.5 %	355,200	415,700
5 級	課長、担当課長	12 人	9.2 %	321,300	398,200
4 級	課長補佐、主幹	40 人	30.8 %	298,800	386,100
3 級	主査	39 人	30.0 %	265,300	354,700
2 級	主事	23 人	17.7 %	230,000	308,500
1 級	主事	12 人	9.2 %	183,500	258,100

※1 中能登町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

※2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）  
平成28年に7級制に変更している

(2) 昇給への人事評価の活用状況

令和5年4月2日から令和7年4月1日までにおける運用	中能登町		国					
イ 人事評価を活用している	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員				
活用している昇給区分								
上位、標準、下位の区分					○	○	○	○
上位、標準の区分					○	○	○	○
標準、下位の区分								
標準の区分のみ(一律)								
ロ 人事評価を活用していない								

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

中能登町	石川県	国
一人当たり平均支給額(令和6年度) 14,564 千円	一人当たり平均支給額(令和6年度) 1,730 千円	-
(6年度支給割合) 期末手当 2.5 月分 ( 1.4 )月分 勤勉手当 2.10 月分 ( 1.00 )月分	(6年度支給割合) 期末手当 2.5 月分 ( 1.4 )月分 勤勉手当 2.10 月分 ( 1.00 )月分	(6年度支給割合) 期末手当 2.5 月分 (1.4 )月分 勤勉手当 2.10 月分 ( 1.00 )月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況

令和6年度中における運用	中能登町		国					
イ 人事評価を活用している	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員				
活用している成績率								
上位、標準、下位の成績率					○	○	○	○
上位、標準の成績率					○	○	○	○
標準、下位の成績率								
標準の成績率のみ(一律)								
ロ 人事評価を活用していない								

(2) 退職手当(令和7年4月1日現在)

中能登町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
(定年前早期退職特例措置2～20%加算)			(定年前早期退職特例措置2～45%加算)		
1人当たり平均支給額	490 千円	千円			

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 一人当たり平均額は水道事業の職員も含めて平均額を算出している。

(3) 地域手当 該当なし

(4) 特殊勤務手当 該当なし

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	28,525 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	136,483 円
支給実績（令和5年度決算）	63,604 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	298,610 円

(注)1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員一人当たり平均支給額を算出する際の職員数は「支給実績（R6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価		国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成6年度決算)	
扶養手当	配偶者	3000円	同じ	-	17,921 千円	331,870 円	
	子	10,000円					
	父母等	11500円					
	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子(1人につき・加算額)	5,000円					
住居手当	家賃(A)	支給額	同じ	-	4,990 千円	383,846 円	
	借家借間	27,000円以下					(A)-16,000円
		27,000円超え 55,000円未満					$((A)-27,000円) \times 1/2 + 11,000円$
		55,000円以上					28,000円
通勤手当	片道2km以上交通機関利用者	運賃等相当額 (上限55,000円)	同じ	-	11,682 千円	99,846 円	
	片道2km以上自動車等利用者	5kmまで2,000円から使用距離に応じて支給 (上限60km以上38,700円)					
管理職手当	職務の級及び区分に応じた定額 38,000円～26,000円		同じ	-	7,420 千円	390,526 円	
休日勤務手当	休日等に勤務	給料の時間単価× 1.35×時間数		-	-	- 円	
宿日直手当	勤務一回につき	4,700円	同じ		2,143 千円	71,433 円	
単身赴任手当	基礎額 30,000円に距離に応じた一定額を加えた額		同じ		0 千円	0 円	

## 5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額		等
給 料	町 長	790,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額	
	副 町 長	620,000 円	880,000 円 / 492,000 円	710,000 円 / 468,000 円
報 酬	議 長	320,000 円	420,000 円 / 268,000 円	
	副 議 長	276,000 円	360,000 円 / 227,000 円	
	議 員	255,000 円	345,000 円 / 192,000 円	
期 末 手 当	町 長	(令和6年度支給割合)		
	副 町 長	3.45 月分	100分の40	
退 職 手 当	議 長	(令和6年度支給割合)		
	副 議 長	3.45 月分	100分の15	
退 職 手 当	町 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 町 長	79万円×在職年数×583.7/100 62万円×在職年数×303.7/100	1,844 万円 753 万円	任期毎 任期毎

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

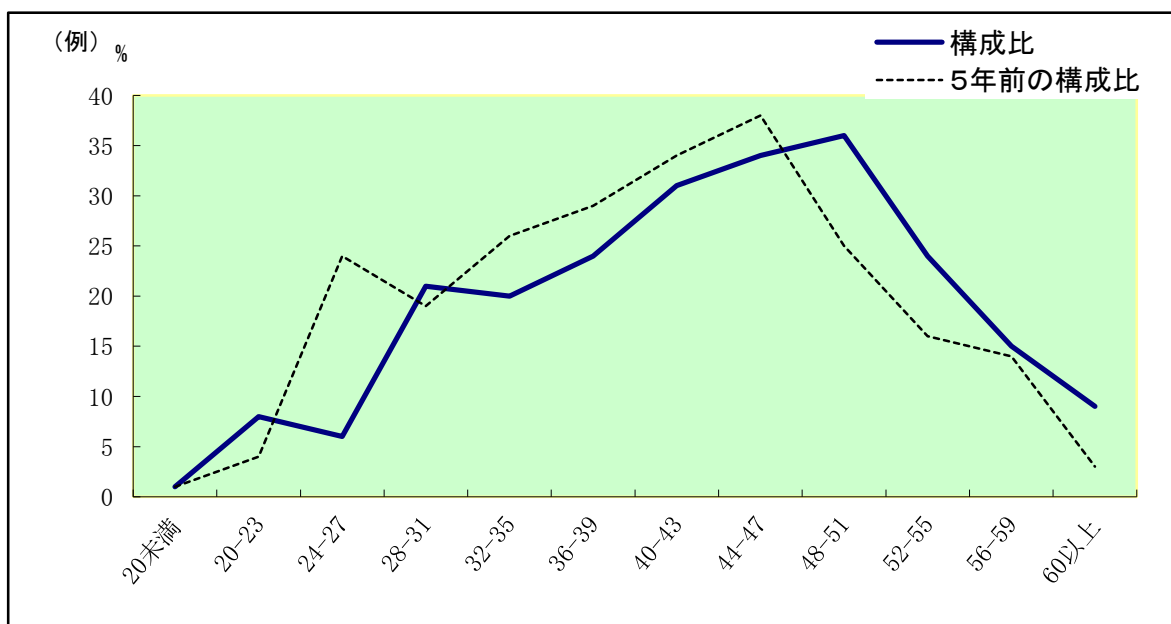
### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(令和7年4月1日現在)

区 分		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
部 門		令和6年	令和7年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	3	3	0	
		総 務	36	33	△ 3	業務の見直し
		税 務	13	12	△ 1	業務の見直し
		農林水産	11	12	1	業務増への対応
		商 工	1	3	2	業務増への対応
		土 木	10	10	0	
		民 生	95	102	7	業務増への対応
		衛 生	14	10	△ 4	業務の見直し
	小 計	183	185	2	<参考> 人口1万当たり職員数 111.94 人 (類似団体の人口1万当たり職員数 75.72 人)	
	教 育 部 門	23	21	△ 2	業務の見直し	
小 計	206	206	0	<参考> 人口1万当たり職員数 124.64 人 (類似団体の人口1万当たり職員数 93.72 人)		
公 営 企 業 計 等 部 門	水 道	3	5	2		
	下 水 道	4	4	0		
	そ の 他	16	12	△ 4		
	小 計	23	21	△ 2		
合 計		229 [ 370 ]	227 [ 370 ]	△ 2 [ 0 ]	<参考> 人口1万当たり職員数 137.35 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(令和7年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	6人	9人	16人	18人	24人	29人	32人	31人	33人	17人	10人	226人

(3)職員数の推移

(令和7年4月1日現在)

部門	区別	2年	3年	4年	5年	6年	7年	過去5年間の増減数	
一般行政	職員数	190	189	191	185	183	180	△ 10	-5.3%
教育	職員数	22	20	19	22	23	21	△ 1	-4.5%
普通会計計	職員数	212	209	210	207	206	201	△ 11	-5.2%
公営企業	職員数	21	23	21	23	23	25	4	19.0%
総合計	職員数	233	232	231	230	229	226	△ 7	-3.0%

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

#### ① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令5年度の総費用に占 める職員給与費比率
年度	千円	千円	千円	%	%
6	472,097	▲ 16,607	12,354	2.6	2.6

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費はなし。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村団体平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	
6	3	8,589	771	3,320	12,680	4,227	6,316

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員）短時間勤務）を含み、会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項

特になし。

#### ② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
中能登町	27.3 歳	248,583 円	352,222 円
市町村団体平均	4538.0 歳	345,838 円	524,813 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

#### ③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

中能登町		一般行政職	
一人当たり平均支給額(令和6年度) 1,106 千円		一人当たり平均支給額(令和6年度) 14,564 千円	
(6年度支給割合)		(6年度支給割合)	
期末手当 2.50 月分 ( 1.400 )月分	勤勉手当 2.10 月分 ( 1.000 )月分	期末手当 2.50 月分 ( 1.400 )月分	勤勉手当 2.10 月分 ( 1.000 )月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~15%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~15%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

中能登町			一般行政職		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置2~20%加算)			その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置2~20%加算)		
1人当たり平均支給額 - 千円			1人当たり平均支給額 490 千円 0 千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当 該当なし

エ 特殊勤務手当 該当なし

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	323 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	107,666 円
支給実績（令和5年度決算）	117 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	39,000 円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員一人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価		一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 （令和6年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （令和6年度決算）
扶養手当	配偶者	3,000円	同じ	-	360 千円	120,000 円
	子	11,500円				
	父母等	6,500円				
	満16歳の年度初めから 満22歳の年度末までの 子(1人につき・加算額)	5,000円				
通勤手当	片道2km 以上交通 機関利用 者	運賃等相当額  (上限55,000円)	同じ	-	133 千円	33,300 円
	片道2km 以上自動 車等利用 者	5kmまで2,000円から使用 距離に応じて支給  (上限60km以上38,700円)				
管理職手当	職務の級及び区分に応じた定額 26,000円～38,000円		同じ	-	- 千円	- 円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に 占める職員給与費比率
年度	千円	千円	千円	%	%
5	1,309,848	68,361	16,139	1.2	1.4

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費はなし。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村団体平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
5	4	15,015	891	4,829	20,735	5,184	6,187

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
 2 職員数については、令和6年7月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員）短時間勤務）を含み、会計年度任用職員を含まない。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項

特になし。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
中能登町	40.3 歳	324,062 円	431,979 円
市町村団体平均	44.6 歳	342,377 円	516,175 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

中能登町		一般行政職	
一人当たり平均支給額(令和6年度)		一人当たり平均支給額(令和6年度)	
1,207 千円		14,564 千円	
(6年度支給割合)		(6年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.50 月分	2.10 月分	2.50 月分	2.10 月分
( 1.400 )月分	( 1.000 )月分	( 1.400 )月分	( 1.000 )月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・ 役職加算 5~15%		・ 役職加算 5~15%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

中能登町			一般行政職		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.270750 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.270750 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
(定年前早期退職特例措置2~20%加算)			(定年前早期退職特例措置2~20%加算)		
1人当たり平均支給額 - 千円			1人当たり平均支給額 490 千円 0 千円		

- (注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、1年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当 該当なし

エ 特殊勤務手当 該当なし

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	230 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	57,500 円
支給実績（令和5年度決算）	45 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	11,250 円

（注） 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員一人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価		一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（令和6年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）
扶養手当	配偶者	3,000円	同じ	-	540 千円	135,000 円
	子	11,500円				
	父母等	6,500円				
	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子(1人につき・加算額)	5,000円				
通勤手当	片道2km以上交通機関利用者	運賃等相当額 (上限55,000円)	同じ	-	882 千円	22,050 円
	片道2km以上自動車等利用者	5kmまで2,000円から使用距離に応じて支給 (上限60km以上38,700円)				
管理職手当	職務の級及び区分に応じた定額 26,000円～38,000円		同じ	-	- 千円	- 円